

岡山県小児科医会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は岡山県小児科医会と称し、事務局を岡山市北区駅元町19番2号におく。

(目的及び事業)

第2条 本会は小児医学の研鑽、小児医療の向上、小児科医業経営の合理化、医政問題を研究し、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。これらの目的の遂行のため、毎年春に定時総会、秋に臨時総会と同時に学術集会を開催し、討議等を行う。

(会員)

第3条 会員は岡山県に在住する小児科医師又は小児医療を重点として診療を行っている医師で本会の目的に賛同する者とする。

第4条 入会、退会は姓名等を記した所定の用紙を事務局に提出し、役員会の談を経て、会長の承認を得るものとする。

- 2 会員が、勤務先、自宅住所、連絡先等を変更した場合には、速やかに事務局に変更届を提出しなければならない。
- 3 会費を2年間滞した者は退会したもものとして会員資格を喪失する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 2ないし3名
会計 1ないし2名
総務 1ないし2名
幹事 若干名
監事 2名

- 2 会長は会員の互選により選出する。
- 3 会長は本会を代表し、統括する。
- 4 副会長は、会長が委嘱し、会長を補佐し会の運営を処理する。
また、会長が会務の統括・執行が不可能となった場合は、副会長1名がその職務を代行する。
- 6 会計は、会長が委嘱し、本会の会計を担当する。
- 7 総務は、会長が委嘱し、本会の実務を担当する。
- 8 幹事は、会長が委嘱し、役員会に出席し、本会の事業内容等の審議にあたり、基本的な方針の策定を行う。

- 9 監事は会長が委嘱し、会計および会務を監査し、会議に出席して意見を述べることができる。

第6条 役員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

第7条 年度に2回、次の役員会を行う。

- 1 総務会：会長、副会長、総務、会計で構成する。
- 2 役員会：上記第5条で規定する役員全員で構成する。

(会計)

第8条 本会の会計は会費、寄付金及びその他の収入を以って充てる。

- 2 会費は総会で決定する。
- 3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 4 納入された会費はいかなる理由があっても返却しない。

(会則の変更)

第9条 本会則を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(名替会長, 顧問)

第10条 名誉会長は会長の推薦により、役員会で選考し、総会で承認する。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

付則 平成20年10月11日臨時総会に於いて改正。

平成20年4月1日から施行。

平成26年10月26日臨時総会に於いて改正。

平成27年4月1日から施行。

平成28年4月10日定時総会に於いて改正。

平成28年3月15日から施行。

令和8年4月12日定時総会に於いて改正。

令和8年4月12日から施行。